

令和8年神審第3号

裁 決

遊漁船A釣客負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官江頭英夫出席のうえ審理し、  
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和7年4月28日07時23分

和歌山県沖ノ島西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

総 ト ン 数 4.9トン

登 録 長 11.00メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 324キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 構造及び設備

Aは、最大とう載人員が旅客15人及び船員1人のFRP製遊漁船で、操舵室を船体中央付近に配し、釣り客が座れるビールケースを、同室前方のゴムシートを敷いた船首部甲板上の両舷側に2個、その約1.4メートル前方に2個及び船尾甲板上に4個、それぞれ釣り座として設置していた。

そして、操舵室中央やや右舷側に舵輪、その前方に、右舷側から順に機関遠隔操縦レバー、GPSプロッター、魚群探知機及びレーダーを装備していた。

#### (2) a 受審人の経歴等

a 受審人は、（一部省略）遊漁船業者の登録を受けてからは、遊漁船業を営み、同船に船長兼遊漁船業務主任者として乗り組んでいた。

#### (3) 遊漁船利用者に対する安全対策等

遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）では、遊漁船業を営む者に対し、遊漁船の利用者の安全確保等に関する事項を定めた業務規程を作成することなどを定めており、a 受審人が兵庫県知事に申請した業務規程では、安全の確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項として、航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するように指導することが規定されていた。

#### (4) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人が1人で乗り組み、釣り客8人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和

7年4月28日05時30分大阪府阪南港を発し、沖ノ島南方沖合の釣り場に向かった。

a 受審人は、船首部及び船尾部の釣り座にそれぞれ4人ずつ腰を掛けさせ、舵輪後方に立った姿勢で操船に当たり、沖ノ島北方沖合を西行中、同島西方沖合に潮流などの影響によって高起した波浪を認め、07時19分少し前友ヶ島灯台から359度（真方位、以下同じ。）700メートルの地点で、針路を242度に定め、減速して8.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

定針したとき、a 受審人は、針路を転じて高起した波浪を船首部に受けながら航行すると、船首の動揺により船首部付近の釣り客が跳ね上げられるおそれがあったが、減速したので無難に航行できるものと思い、同客を動揺が比較的小さい船体中央より後方に移動させるなど、釣り客に対する安全確保の措置を十分にとらなかった。

こうして、a 受審人は、07時21分少し前友ヶ島灯台から316度660メートルの地点に至り、針路を180度に転じ、折からの潮流に抗して7.0ノットの速力となって高起した波浪を船首部に受けながら続航し、07時23分友ヶ島灯台から270度460メートルの地点において、Aは、原針路、原速力のまま、高起した波浪により船首が上下に動揺して、釣り座を離れて右舷船首部の甲板上に座っていた釣り客が跳ね上げられて落下し、腹部を甲板上の道具入れに打ち付けた。

当時、天候は晴れで風力3の南風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好で、付近には北方に向かう強い潮流があり、波高0.6メートルないし1.0メートルの波浪があった。

その結果、釣り客1人が左多発性肋骨骨折を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件釣り客負傷は、沖ノ島西方沖合において、釣り場に向けて西行中、釣り客に対する安全確保の措置が不十分で、高起した波浪により船首が上下に動揺して、右舷船首部の甲板上に座っていた同客が跳ね上げられて落下し、腹部を甲板上の道具入れに打ち付けたことによって発生したものである。

a 受審人は、沖ノ島西方沖合において、釣り場に向けて西行中、同沖合に高起した波浪を認めた場合、同波浪を船首部に受けながら航行すると、船首の動揺により船首部付近の釣り客が跳ね上げられるおそれがあったから、同客を動揺が比較的小さい船体中央より後方に移動させるなど、釣り客に対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、減速したので無難に航行できるものと思い、同客に対する安全確保の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、高起した波浪により船首が上下に動揺して、右舷船首部の甲板上に座っていた釣り客が跳ね上げられて落下し、腹部を甲板上の道具入れに打ち付ける事態を招き、同釣り客を負傷させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 8 年 8 月 2 0 日

神戸地方海難審判所

審判官 川 西 篤 史